

東かがわ市条例第1号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月6日

東かがわ市長

上村-郎

東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年東かがわ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(級別定数及び初任給、昇格、昇給等の基準)	(級別定数及び初任給、昇格、昇給等の基準)
第5条 略	第5条 略
2～6 略	2～6 略
7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日後に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。	7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
8～11 略	8～11 略
(扶養手当)	(扶養手当)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>
(1)～(5) 略	(2)～(6) 略
3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、 <u>同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u>
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に <u>当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</u> とする。	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「 <u>特定期間</u> 」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に <u>特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</u> とする。

改正後	改正前
5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定 <u>その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第11条 削除	<u>(扶養手当の支給方法)</u> 第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の いづれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその 旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当) 第22条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	て準用する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合 (管理職員特別勤務手当) 第22条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

改正後									改正前								
(特定の職員についての適用除外)									(特定の職員についての適用除外)								
第23条 略									第23条 略								
2 第5条第3項から第10項まで及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。									2 第5条第3項から第10項まで及び第10条から第12条までの規定は、定年 前再任用短時間勤務職員には適用しない。								
別表第1 (第4条関係)									別表第1 (第4条関係)								
一般職給料表									一般職給料表								
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		略		円	円	円	円	円	定年 前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		略		円	円	円	円	円
	1			265,300	298,800	321,300	355,200	408,300		1			261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2			266,300	300,300	323,100	356,900	410,200		2			262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3			267,300	301,800	324,900	358,500	412,100		3			263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4			268,300	303,200	326,600	360,100	413,900		4			264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5			269,300	304,600	328,300	361,700	415,700		5			265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6			270,300	305,700	330,000	363,500	417,500		6			266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7			271,300	306,700	331,700	365,000	419,300		7			267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8			272,300	307,900	333,400	366,600	421,100		8			268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9			273,300	309,100	335,000	368,000	422,700		9			269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10			274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		10			270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11			275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		11			271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12			276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		12			272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13			277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		13			273,300	304,600	328,300	355,200	399,700

改正後						改正前					
14	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	14	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	15	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	16	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	17	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	18	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	19	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	20	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	21	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	22	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	23	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	24	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	25	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	26	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	27	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	28	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	29	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	30	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	31	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	32	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	33	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	34	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	35	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	36	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	37	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700

改正後										改正前									
		38		307,800	355,700	376,200	406,000	448,600				38		302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	
		39		309,100	357,100	377,100	406,500	449,000				39		303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	
		40		310,400	358,500	377,900	406,900	449,300				40		305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	
		41		311,700	360,000	378,700	407,300	449,600				41		306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	
		42		313,000	360,800	379,500	407,500	450,000				42		307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	
		43		314,300	361,800	380,300	407,800	450,300				43		309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	
		44		315,400	362,800	381,000	408,100	450,600				44		310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	
		45		316,300	363,700	381,700	408,400	450,900				45		311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	
		46		317,600	364,800	382,400	408,700					46		313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
		47		318,900	365,700	383,100	409,000					47		314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
		48		320,200	366,700	383,800	409,300					48		315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
		49		321,400	367,600	384,300	409,500					49		316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
		50		322,700	368,300	384,900	409,800					50		317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
		51		323,900	369,000	385,500	410,100					51		318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
		52		325,100	369,600	386,200	410,400					52		320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
		53		326,400	370,000	386,600	410,600					53		321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
		54		327,500	370,600	387,200	410,900					54		322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
		55		328,600	371,300	387,800	411,200					55		323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
		56		329,700	372,000	388,300	411,500					56		325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
		57		330,400	372,300	388,700	411,700					57		326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
		58		331,300	373,000	389,300	412,000					58		327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
		59		332,000	373,700	389,900	412,300					59		328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
		60		332,800	374,300	390,400	412,500					60		329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
		61		333,600	374,600	390,800	412,700					61		330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	

改正後								改正前							
62			334,000	375,100	391,300	413,000		62			331,300	370,600	387,200	409,800	
63			334,600	375,700	391,800	413,300		63			332,000	371,300	387,800	410,100	
64			335,300	376,300	392,400	413,500		64			332,800	372,000	388,300	410,400	
65			336,100	376,600	392,700	413,700		65			333,600	372,300	388,700	410,600	
66			336,800	377,200	393,100	414,000		66			334,000	373,000	389,300	410,900	
67			337,500	377,900	393,500	414,300		67			334,600	373,700	389,900	411,200	
68			338,100	378,500	393,900	414,500		68			335,300	374,300	390,400	411,500	
69			338,600	378,900	394,200	414,700		69			336,100	374,600	390,800	411,700	
70			339,200	379,400	394,500	415,000		70			336,800	375,100	391,300	412,000	
71			339,700	380,000	394,800	415,300		71			337,500	375,700	391,800	412,300	
72			340,300	380,500	395,000	415,500		72			338,100	376,300	392,400	412,500	
73			340,600	381,000	395,200	415,700		73			338,600	376,600	392,700	412,700	
74			341,100	381,600	395,500			74			339,200	377,200	393,100	413,000	
75			341,500	382,100	395,800			75			339,700	377,900	393,500	413,300	
76			341,900	382,400	396,000			76			340,300	378,500	393,900	413,500	
77			342,300	382,800	396,200			77			340,600	378,900	394,200	413,700	
78			342,800	383,300	396,500			78			341,100	379,400	394,500	414,000	
79			343,300	383,700	396,800			79			341,500	380,000	394,800	414,300	
80			343,800	384,100	397,000			80			341,900	380,500	395,000	414,500	
81			344,100	384,500	397,200			81			342,300	381,000	395,200	414,700	
82			344,500	385,000	397,500			82			342,800	381,600	395,500	415,000	
83			344,900	385,400	397,800			83			343,300	382,100	395,800	415,300	
84			345,300	385,800	398,000			84			343,800	382,400	396,000	415,500	
85			345,600	386,100	398,200			85			344,100	382,800	396,200	415,700	

改正後								改正前							
		86		346,000	386,600	398,500				86		344,500	383,300	396,500	
		87		346,400	387,000	398,800				87		344,900	383,700	396,800	
		88		346,800	387,400	399,000				88		345,300	384,100	397,000	
		89		347,000	387,700	399,200				89		345,600	384,500	397,200	
		90		347,400	388,200	399,500				90		346,000	385,000	397,500	
		91		347,800	388,600	399,800				91		346,400	385,400	397,800	
		92		348,200	389,000	400,000				92		346,800	385,800	398,000	
		93		348,400	389,300	400,200				93		347,000	386,100	398,200	
		94		348,800	389,800					94		347,400	386,600	398,500	
		95		349,200	390,200					95		347,800	387,000	398,800	
		96		349,500	390,600					96		348,200	387,400	399,000	
		97		349,800	390,900					97		348,400	387,700	399,200	
		98		350,200	391,400					98		348,800	388,200	399,500	
		99		350,600	391,800					99		349,200	388,600	399,800	
		100		351,000	392,200					100		349,500	389,000	400,000	
		101		351,500	392,500					101		349,800	389,300	400,200	
		102		351,900	393,000					102		350,200	389,800		
		103		352,300	393,400					103		350,600	390,200		
		104		352,700	393,800					104		351,000	390,600		
		105		353,200						105		351,500	390,900		
		106		353,600						106		351,900	391,400		
		107		353,900						107		352,300	391,800		
		108		354,200						108		352,700	392,200		
		109		354,700						109		353,200	392,500		

改正後									改正前								
		110									110		353,600	393,000			
		111									111		353,900	393,400			
		112									112		354,200	393,800			
		113									113		354,700				
		114									114						
		115									115						
		116									116						
		117									117						
		118									118						
		119									119						
		120									120						
		121									121						
		122									122						
		123									123						
		124									124						
		125									125						
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		略									略						

備考

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
ただし、第34条に規定する職員を除く。

		110									110		353,600	393,000			
		111									111		353,900	393,400			
		112									112		354,200	393,800			
		113									113		354,700				
		114									114						
		115									115						
		116									116						
		117									117						
		118									118						
		119									119						
		120									120						
		121									121						
		122									122						
		123									123						
		124									124						
		125									125						
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		略									略						

備考

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
ただし、第34条に規定する職員を除く。

(東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年東かがわ市条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第5条 略 2 略 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 (管理職員特別勤務手当) 第13条 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、市長が別に定める日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(市長が別に定める日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定の職員についての適用除外) 第14条 略 2 第5条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。	(扶養手当) 第5条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳未満の弟妹 (5) 重度心身障害者 (管理職員特別勤務手当) 第13条 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、市長が別に定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定の職員についての適用除外) 第14条 略 2 第5条、第6条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(東かがわ市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 東かがわ市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年東かがわ市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第19条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第17条の規定は、適用しない。	附 則 (東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第19条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第17条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う切替日前の異動者の号俸の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び規則の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の東かがわ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86	86		
95	91	87	87		
96	92	88	88		
97	93	89	89		
98	94	90	90		
99	95	91	91		
100	96	92	92		
101	97	93	93		
102	98	94			

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
103	99	95			
104	100	96			
105	101	97			
106	102	98			
107	103	99			
108	104	100			
109	105	101			
110	106	102			
111	107	103			
112	108	104			
113	109				